

令和元年度 農業集落排水事業特別会計補正予算

663万円を追加して、予算総額を3億9,563万円とする。

大津谷地区保守管理委託料 (処理施設に異物が流入した為) 643万円

令和元年度 温泉施設特別会計補正予算

6,600万円を追加して、予算総額を3億2,434万円とする。

池田温泉新館改修負担金 6,000万円

条例の改正

- 池田町議会議員の議員報酬、費用弁済及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 池田町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 池田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の3つの条例の改正は、人事院勧告(令和元年8月7日)及びこれに基づく国からの通知により
- 池田町まちづくり工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
利用料は、平成29年4月の施設改正から据え置かれていたため、利用者負担の適正化を図るために、利用料を改正する。
- 池田町手数料条例の一部を改正する条例
手数料が長年据え置かれていたため、利用者負担の適正化を図るために、手数料を改正する。
- 池田町温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
平成8年11月の温泉開業以来、料金改定なく、令和元年10月の消費税の引き上げ等により諸経費が増加し、今後の安定的な温泉経営を維持するために改正する。
- 池田町下水道条例の一部を改正する条例
- 池田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
上記2つの条例は、指定工事店等の事務手数料を徴収する旨を定める。
- 池田町水道事業給水条例の一部を改正する条例
指定給水装置工事事業者の指定について、有効期間を定める旨の水道法の一部を改正する法律により
- 池田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
生活系一般廃棄物の継続的な処理費用の増大に伴い、長年据え置かれていた町指定のごみ袋等の手数料を適正な価格に見直す。
- 池田町立学校並びに公民館の使用及び使用料の徴収に関する条例等の一部を改正する条例
- 池田町霞間ヶ渓スポーツ公園の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例
施設使用料が平成13年より据え置かれており、消費税の引き上げや社会経済の状況変化に伴い、適正な施設使用料とする必要がある。

訂正

議会広報「9月定例会のきらり」で紹介したソフトテニス少年団選手の姓が間違っていました。訂正してお詫び申し上げます。

【誤】 栗原さん

【正】 栗原さん